

八王子市災害廃棄物処理計画作成モデル事業意見交換会開催要綱

(開催及び目的)

第1条 平成26年度議決の国土強靱化基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画において、自治体による災害廃棄物処理計画の策定を推進することが政府の目標として定められ、主に災害廃棄物処理対策への予算や人員が限られている中小規模の自治体において、当該地域における災害時の廃棄物処理課題に着目した実効性の高い災害廃棄物処理計画の作成並びに見直し手法の明確化を図ることが求められている。このような中で、関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル自治体として、八王子市を含む3つの自治体が選定された。八王子市においては、現在、高い再資源化率を実現することにより最終処分量の最小化を図るとともに、清掃工場から搬出される焼却灰も最終処分場においてエコセメントの原料とする資源化を行っている。災害廃棄物処理に際しても最終処分量の一層の削減、更に広域的な災害により発生した焼却灰が受入容量を超えることが課題である。そのため、現在活用している廃棄物処理施設の受入可能性や受入基準等を整理し、災害廃棄物の最終処分以外の処分方法や、災害廃棄物の収集及び運搬段階並びに仮置場での破碎及び選別段階における資源化率の向上、また、最終処分量の低減に向けた方策について、専門的な意見を得ることを目的として、八王子市災害廃棄物処理計画作成モデル事業意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 意見交換会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物の最終処分以外の処分方法や、災害廃棄物の収集及び運搬段階並びに仮置場での破碎及び選別段階における資源化率の向上、また、最終処分量の低減に向けた方策に関する事項。
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項。

(構成)

第3条 意見交換会の参加者は、関係行政機関、学識経験者、関係事業者及び本市職員をもって構成する。(別表1参照)

- 2 参加者については、意見聴取事項が高度に専門的であるため、選任とする。
- 3 市長が必要と認める時は、参加者以外の者を意見交換会に参加させることができる。

(座長)

第4条 意見交換会の進行にあたり、座長を置き、参加者の互選によりこれを定める。

- 2 座長は座長代理を指名することができる。

(庶務)

第5条 意見交換会の庶務は、資源循環部清掃施設整備課において処理する。

(開催予定)

第6条 平成27年12月から2回程度開催することとし、その他必要に応じて開催する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営において、必要な事項は市長が定める。

八王子市災害廃棄物処理計画作成モデル事業意見交換会開催要綱

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成28年3月31日で廃止する。

別表1 意見交換会 参加者構成

分類	人数
関係行政機関	12名程度
学識経験者	2名程度
関係事業者	2名程度
本市職員	8名程度